第二十条の八を削り、第二十条の七の二を第二十条の八とする。

第二十条の十の見出し中「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　施行令第二十七条の十二の四の二第三項に規定する財務省令で定める日は、当該法人の国内に所在する事業所につき作成された同項に規定する労働者名簿にその氏名が記載された同項各号列記以外の部分に規定する国内雇用者の労働基準法施行規則第五十三条第一項第四号に掲げる日（当該国内雇用者が当該法人の国内に所在する他の事業所から異動した者である場合には、当該法人の国内に所在する各事業所における当該国内雇用者の同号に掲げる日のうち最も早い日）とする。

第二十条の十第六項中「第二十七条の十二の四の二第十九項」を「第二十七条の十二の四の二第十四項」に、「同条第一項第三号」を「同条第一項第二号」に、「同条第三項第十一号」を「同条第三項第八号」に改め、「又は同項第十二号に規定する中小企業比較教育訓練費の額」を削り、同項第一号中「第二十七条の十二の四の二第十八項各号」を「第二十七条の十二の四の二第十三項各号」に改め、同項第三号中「第四十二条の十二の五第三項第二号」を「第四十二条の十二の五第三項第九号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二十七条の十二の四の二第十三項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二十七条の十二の四の二第十八項第一号ロ」を「第二十七条の十二の四の二第十三項第一号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十七条の十二の四の二第十八項第一号イ」を「第二十七条の十二の四の二第十三項第一号イ」に、「第四十二条の十二の五第三項第二号」を「第四十二条の十二の五第三項第九号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第二十七条の十二の四の二第三項第二号に規定する財務省令で定める者は、当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある個人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該個人の施行令第五条の六の三の二第五項第一号に規定する国内雇用者に該当する者とする。

第二十条の十の二の次に次の一条を加える。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第二十条の十の三　施行令第二十七条の十三第三項に規定する財務省令で定める者は、同項に規定する法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかにその者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者とする。

一　雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

二　労働基準法第百八条に規定する賃金台帳

第二十条の十六第一項を削り、同条第二項中「第二十八条の九第七項第一号イ」を「第二十八条の九第四項第一号イ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二十八条の九第七項第一号ロ」を「第二十八条の九第四項第一号ロ」に、「第四号」を「第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　施行令第二十八条の九第八項に規定する財務省令で定める事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業とする。

第二十条の十六第四項中「第二十八条の九第十二項第一号」を「第二十八条の九第九項第二号」に改め、同条第五項中「第二十八条の九第十二項第三号」を「第二十八条の九第九項第四号」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第二十八条の九第十六項」を「第二十八条の九第十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十八条の九第二十三項」を「第二十八条の九第二十二項」に、「第二十八条の九第十四項」を「第二十八条の九第十一項」に、「作成し」を「定め、作成し」に改め、同項を同条第七項とする。

第二十一条の十九第二項第三号中「の区分」を「（第四号及び第五号を除く。）の区分」に改め、同条第三項中「（当該所轄税務署の受理日付印のあるものに限る。）」を削り、同条第六項第一号中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改める。

第二十二条第二号ロ中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第三号イ中「土地等の譲渡」を「譲渡に係る土地等」に、「の区分に応じ、」を「（第四号及び第五号を除く。）の区分に応じ」に改め、同号ロ中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ及び第七号中「応じ、」を「応じ」に改める。

第二十二条の二第四項第四号イ中「同項第十六号」を「同項第十九号」に改め、同項に次の一号を加える。

五　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号に規定する敷地分割事業の実施に伴う同法の敷地権利変換により同法第百九十一条第一項第二号に規定する除却敷地持分、同項第五号に規定する非除却敷地持分等又は同項第八号の敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられるように定められた資産　当該敷地分割事業を実施する同法第百六十四条に規定する敷地分割組合のその旨を証する書類

第二十二条の三第三項第三号中「の区分」を「（第四号及び第五号を除く。）の区分」に改める。

第二十二条の五第一項第一号及び第二号イからニまでの規定中「ものである」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　法第六十五条の四第一項第三号の場合　次に掲げる書類

イ　当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第六十五条の四第一項第三号に規定する一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために買い取つた旨、当該土地等の買取りをした年の前年以前の年において当該土地等が買い取られた者から当該事業の用に供するために土地等を買い取つたことがない旨及び当該土地等が当該買取りをする者の有する土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を証する書類

ロ　法第六十五条の四第一項第三号イに規定する土地区画整理事業の施行者の施行令第三十九条の五第六項に規定する仮換地の指定がない旨又は最初に行われた当該指定の効力発生の日の年月日を証する書類

ハ　国土交通大臣のイに規定する一団の宅地の造成に関する事業に係る施行令第三十九条の五第五項の規定による認定をした旨を証する書類（ロに規定する土地区画整理事業に係る同条第六項に規定する認可の申請書の受理年月日の記載のあるものに限る。）の写し

第二十二条の五第一項第四号を削り、同項第五号中「ものである」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号中「ものである」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号中「ものである」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号中「ものである」を削り、同号を同項第七号とし、同項第九号中「ものである」を削り、同号ロ中「第十三項及び第十五項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「ものである」を削り、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「ものである」を削り、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「ものである」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「同号」を「当該事業が同号」に改め、「ものである」を削り、「第三十九条の五第十七項に規定する法人に」を「第三十九条の五第十五項に規定する法人に」に改め、同号ハ中「第三十九条の五第十七項」を「第三十九条の五第十五項」に改め、同項第十二号とし、同項第十四号中「第三十九条の五第二十項第一号イ」を「第三十九条の五第十八項第一号イ」に、「第十六項第一号」を「第十五項第一号」に改め、「ものである」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「第三十九条の五第二十項第二号」を「第三十九条の五第十八項第二号」に、「第十六項第二号」を「第十五項第二号」に、「第三十九条の五第十九項第一号イ⑵」を「第三十九条の五第十七項第一号イ⑵」に改め、「ものである」を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「ものである」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「ものである」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十八号中「第十七項」を「第十六項」に改め、「ものである」を削り、同号を同項第十七号とし、同項第十九号中「ものである」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第二十号中「も